

国住指第 1 9 2 7 号
平成 2 5 年 9 月 5 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築確認手続きにおける設計者及び工事監理者の確認の徹底について
(技術的助言)

貴職におかれましては、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）の一部を改正する省令（平成 1 9 年 6 月 2 0 日施行）により、各設計者等の責任を明確にするため、確認申請書の様式等が見直され、様式上、当該確認を受けようとする建築物の設計者及び工事監理者全員の氏名等を記載することとされたところです。これについて運用の徹底を図るため、平成 2 5 年 1 0 月 1 日より、下記により、建築主事及び指定確認検査機関において、建築確認手続きの中で設計者及び工事監理者の記載等に関する確認の徹底をお願いいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

以下の事項について、申請者に対し質問し、確かめること。なお、確かめた結果、申請者から書類の修正の求めがあった場合には、修正に応じること。

- ① 確認申請書の正本に添付すべき設計図書それぞれについて、当該図書の全ての設計者の記名及び押印がなされていること。なお、設計の補助業務（設計者の指示のもと行われるトレースや C A D 作図などの業務）のみを行った者については記名及び押印の必要はない。
- ② 確認申請書第 2 面、建築計画概要書第 1 面、完了検査申請書第 2 面、中間検査申請書第 2 面（以下、「確認申請書等」という。）の「設計者」欄につ

いて、設計図書に記名及び押印をした全ての設計者が記載されていること。

- ③ 確認申請書等の「工事監理者」欄について、申請に係る建築物の全ての工事監理者が記載されていること。なお、確認申請書の提出時に工事監理者が未定の場合においては、工事着手前の工事監理者の届出の際に確かめること。

以 上